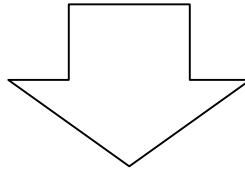


<判定区分>

区 分		状 態
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早急に措置を講ずるべき状態
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずるべき状態



判定区分	措置の基本的な考え方
I	監視や対策を行う必要のない状態をいう
II	状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態をいう
III	早期に監視や対策を行う必要がある状態をいう
IV	緊急に対策を行う必要がある状態をいう